

令

○経済産業省令第六十九号

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十九号)の施行に伴い、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年六月四日

経済産業大臣 中川 昭一

特許法施行規則等の一部を改正する省令

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

様式第七十三中 「提出物件の目録」 及び 「同様式中備考10を備考10とする」

備考10及び備考9を備考10とし、備考10の前に備考9を次のように加える。

9 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には返還を請求する登録料の見込額からの繰付に係る子納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する特許料の合算額を記載する。この場合において、「返還請求金額」及び「返還金振込先」の欄は設けるには及ばない。

様式第七十四中 「提出物件の目録」 及び 「同様式中備考9を備考9とする」

備考7及び備考6の前に備考9を次のように加える。

6 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には返還を請求する手数料の見込額からの繰付に係る子納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「返還請求金額」及び「返還金振込先」の欄は設けるには及ばない。

第二条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第十四の二中 「提出物件の目録」 及び 「同様式中備考10を備考10とする」

備考10及び備考9を備考10とし、備考10の前に備考9を次のように加える。

10 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には返還を請求する登録料の見込額からの繰付に係る子納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「返還請求金額」及び「返還金振込先」の欄は設けるには及ばない。

第三条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二十五 「提出物件の目録」 及び 「同様式中備考10を備考10とする」

備考9を備考10とし、備考10の前に備考9を次のように加える。

9 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には返還を請求する登録料の見込額からの繰付に係る子納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「返還請求金額」及び「返還金振込先」の欄は設けるには及ばない。

第四条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二中 「提出物件の目録」 及び 「同様式中備考10を備考10とする」

備考10及び備考9を備考10とし、備考10の前に備考9を次のように加える。

9 「【返還の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「【子納台帳番号】」には返還を請求する登録料の見込額からの繰付に係る子納台帳の番号を、「【加算金額】」には返還を請求する登録料の額を記載する。この場合において、「返還請求金額」及び「返還金振込先」の欄は設けるには及ばない。

第五条 工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則(平成十二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」、「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

第二章第一項及び第二項、第三章第一項第三号、第四章第一項、第十号、第二十三号第一項第一号、第四号及び第五号、第二十三号の四並びに第三十四号の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第四十条の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に返還に代えて見込額への加算を求め、且子納台帳番号及び返還請求しよとしてする特許料等又は手数料の額を記載するものによりしなされるものとする。

第四章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

第一節 登録情報処理機関

第四十二条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「法第九条第一項の規定による指定を受け」を「法第十七条の規定により登録の申請をし」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第四十二条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び略歴

三 申請者が法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第十九条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

第四十二条の次に次の一条を加える。

(登録の更新の手続)

第四十二条の二 法第十九条の二の規定により、登録情報処理機関が登録の更新を受けしよとする場合は、前条の規定を準用する。

第四十三条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。